

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時00分 開議

○議長（横井良隆君）

ただいまの出席議員数は12人です。定足数に達していますので、ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

日程に入る前に、町長から発言を求められておりますのでこれを許します。

○町長（村上昌生君）

議長。

○議長（横井良隆君）

町長、どうぞ。

○町長（村上昌生君）

議事に入る前に議長にお許しをいただきましたので発言をさせていただきます。

昨日の一般質問の中で吉原議員から一部の議員にそんたくをしていると。あるいは疑惑があるとか、あるいは職務権限違反だと、こういう言葉を我々に発せられました。こういうことは我々事務の遂行にいかにも過ちがあるのかと思わせるような印象操作をしたり、あるいは風評被害をまき散らすかのような発言であります。れっきとした証拠あるいは根拠があつて議場の中で発言すべきだと思いますので強く抗議をしますとともに謝罪を求めます。そして、みずからの行為に対しては私が問い合わせただすとその行為に対してはやっていないだとかということを真っ向否定される。そういうこれはいってみればうそを議場の中でつく。そういうことをされるということに対しても非常に遺憾を覚えますので強く抗議をさせていただきます。

○議長（横井良隆君）

日程第1、議案第1号大治町税条例等の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑のある方、どうぞ。

○9番（吉原経夫君）

議長。

○議長（横井良隆君）

9番吉原経夫議員。

○9番（吉原経夫君）

9番吉原経夫でございます。この条例改正は地方税法等の一部改正に伴うものでござ

います。地方税法等の一部を改正する法律、総務省が出している概要を読ませていただきました。そうするとやっぱり10月1日から予定されている消費税10%引き上げに関連する条例改正もございます。ただ、総務省の考え方として消費税10%への引き上げにあわせて行う車体課税の大幅な見直し。今回、条例改正ではグリーン化特例の延長に当たると思うんですが、それと消費税率引き上げに伴う対応と。これは軽自動車税の環境性能割の臨時的軽減措置に当たるわけでございますが、こちら辺10%への引き上げにあわせて行うものと消費税率引き上げに伴う対応と国がちょっと考え方を変えているんですが、そこら辺どのような違いがあるのか。条例にどのように反映しているのか。お聞きいたします。

○総務部次長兼税務課長（若山 進君）

議長。

○議長（横井良隆君）

総務部次長兼税務課長、どうぞ。

○総務部次長兼税務課長（若山 進君）

まず消費税引き上げに伴う対応ということでございまして、軽自動車税の環境性能割の臨時的軽減措置としましては、特定期間令和元年10月1日から令和2年9月30日までに取得した自家用乗用車の軽自動車につきましては環境性能割の税率を1%分軽減するということでございます。

それから消費税引き上げに配慮したということでございますが、そちらの方につきましては議員おっしゃられるとおりグリーン化特例の延長また見直しということで現行の特例を令和2年度、令和3年度と延長するものでございまして、なお見直しにつきましては、令和4年度及び令和5年度のグリーン化特例につきましては電気軽自動車及び天然ガス軽自動車を対象とする見直しがされております。以上です。

○9番（吉原経夫君）

議長。

○議長（横井良隆君）

9番吉原経夫議員。

○9番（吉原経夫君）

条例でこういう法律改正に伴うもので対応されてやられていると、あわせてやられているという説明はわかるんですが、国が言っている消費税10%への引き上げにあわせて行っているのと消費税率引き上げに伴う対応と言葉が違っているんですよ。ただ、言葉が違っていて単に違っているだけなのか。それともここも聞きたいところなんですが、消費税10%引き上げが10月1日に行われない、延長した場合ですね、延長というか中止された場合、条例としてはどのような対応になっているのか。一応、今回条例として成立した以上、地方税法に留保事項等々ないと思いますのでこのまま実施だとは思うんで

すがそこら辺の対応はどうなんでしょうか。

○総務部次長兼税務課長（若山 進君）

議長。

○議長（横井良隆君）

総務部次長兼税務課長、どうぞ。

○総務部次長兼税務課長（若山 進君）

消費税が8%から10%に引き上げられるということでそれが地方税法の方に反映されております。地方税法が改正されましたことによって大治町の税条例も改正するということでございまして、消費税が10%に引き上げではなくて延長ということになれば税法等もまた改正されてくると思いますので、それに伴ってうちの方の税条例についても改正していくという流れでございます。

○9番（吉原経夫君）

議長。

○議長（横井良隆君）

9番吉原経夫議員。

○9番（吉原経夫君）

ということは、消費税率10%引き上げが中止もしくは延長された場合どうなるかどうかわかりませんがそういう話もございましたので、そういうときでも地方税法が改正されない限りはこのままいくという考え方でよろしいんでしょうか。

○総務部長（條野和彦君）

議長。

○議長（横井良隆君）

総務部長、どうぞ。

○総務部長（條野和彦君）

議員、想定を前提とした御質問にはこちらとしてはお答えすることは差し控えたい。

そのときの都合によりましてそうなるということでございます。よろしくお願ひします。

○議長（横井良隆君）

他に。

[「なし」の声あり]

○議長（横井良隆君）

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第1号は 総務教育常任委員会に付託をいたします。

日程第2、議案第2号大治町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑のある方、どうぞ。

○9番（吉原経夫君）

議長。

○議長（横井良隆君）

9番吉原経夫議員。

○9番（吉原経夫君）

まず低所得者に係る保険税軽減の拡充でございます。これですね、7割軽減、5割軽減、2割軽減とあるわけで条文を読ませていただくと5割軽減、2割軽減にかかる部分ではないのかなと思うんですがその点どうなのかというのと、消費税引き上げ等々の文面がないから消費税10%引き上げは関係ないと思いますがその点の答弁をお願いいたします。

○福祉部次長兼保険医療課長（安井慎一君）

議長。

○議長（横井良隆君）

福祉部次長兼保険医療課長、どうぞ。

○福祉部次長兼保険医療課長（安井慎一君）

低所得者の軽減についてでございます。軽減につきましては均等割、世帯別平等割ございますが、7割軽減、5割軽減、2割軽減があるうちの今回は5割と2割の軽減になります。

それから消費税引き上げかというお話ですが、こちらについては課税限度額の引き上げについては元来被用者保険の仕組みとバランスを考慮して引き上げるということで国の医療保険制度改革にうたわれておりますので、それを踏まえて地方税法施行令、こちらが改正になったというふうに認識しております。

○議長（横井良隆君）

他に。

○9番（吉原経夫君）

議長。

○議長（横井良隆君）

9番吉原経夫議員。

○9番（吉原経夫君）

法律の改正、施行令の改正に伴う課税限度額をふやしている条例提案でございますが、大治町の国民健康保険会計、私以前から指摘しているように想定に反して基金が2億何千万円あると。この時期に上げる必要があるのかどうか。やはり限度額高い方は全て生活が豊かというわけではございません。いろんな仕組み等々あります。今、国の法律

改正、法令改正に伴うものではございますが、町の国保財政から見ると上げる必要がないんじゃないかなと思いますがその点どうでしょうか。

○福祉部次長兼保険医療課長（安井慎一君）

議長。

○議長（横井良隆君）

福祉部次長兼保険医療課長、どうぞ。

○福祉部次長兼保険医療課長（安井慎一君）

今回の改正趣旨につきましては、国民健康保険の被保険者間の保険税負担の公平性、こちらを確保するとともに低所得者層の保険税負担の軽減を図ることから、地方税法施行令の規定に準じて改正を行うものでございます。

○9番（吉原経夫君）

議長。

○議長（横井良隆君）

9番吉原経夫議員。

○9番（吉原経夫君）

大治町の国民健康保険会計を見ていくと基金が非常にふえてきているので私は会計的には上げる必要ないと、上げるべきではないと考えます。しかし、町がまた違う観点で提案されているということでその点に関しては質問はやめにして、納期について最後お聞きしますが、国保会計が広域化される。そういうことに伴って結局県から来るお金というのは事前にわかるわけだから第1期4月1日から同月30日までの徴収をしなくても町の国保会計は回っていくということで納期を変えているというような説明でございましたが、議案説明会では。これはそのとおりだとは思うんですが、ただ、他の議案で聞きますが他の点についても納期を変えているということでそこら辺国保だけが広域化することによって確定しているということじゃないかなと思うんですが、そこら辺どうでしょうか。

○議長（横井良隆君）

暫時休憩といたします。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○ ～～～～～～～～

午前10時12分 休憩

午前10時13分 再開

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○ ～～～～～～～～

○議長（横井良隆君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁は。

○福祉部次長兼保険医療課長（安井慎一君）

議長。

○議長（横井良隆君）

福祉部次長兼保険医療課長、どうぞ。

○福祉部次長兼保険医療課長（安井慎一君）

普通徴収の納期でございます。議員言われるとおり議案説明会でもお話ししました。

こちらにつきましては、必要な財源が年度当初から確保できるなどということでその他としましては7月の本算定から始めるということで非常に納税者の方にわかりやすい賦課徴収になるということで今回提案をしたわけでございます。以上です。

○議長（横井良隆君）

他に。

[「なし」の声あり]

○議長（横井良隆君）

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第2号は、福祉建設常任委員会に付託をいたします。

日程第3、議案第3号大治町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑のある方、どうぞ。

○9番（吉原経夫君）

議長。

○議長（横井良隆君）

9番吉原経夫議員。

○9番（吉原経夫君）

この後期高齢者医療に関する保険料の納期の変更の起点でございます。先ほど国保に関しては財源が確保できているということでございまして、ただ、後の説明の中で納税者にわかりやすいと言われたので理解できたわけですが、この後期高齢者医療に関する、保険料に関する納期ですね。これも納税者にわかりやすいように第1期を4月1日からと、本算定してからということにしたんでしょうか。

○福祉部次長兼保険医療課長（安井慎一君）

議長。

○議長（横井良隆君）

福祉部次長兼保険医療課長、どうぞ。

○福祉部次長兼保険医療課長（安井慎一君）

後期高齢者の納期についてでございます。当然、本町としましては他の会計もござい

ますのでそちらに合わせると。いわゆる国民健康保険の納期に合わせると。これはなぜかと申しますと同じ世帯で国保加入者がいて、ほかに後期高齢者の世帯がいる場合もあります。そういうことから納期をわかりやすいようにということで各会計で合わせたということでございます。以上です。

○議長（横井良隆君）

他に。

[「なし」の声あり]

○議長（横井良隆君）

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第3号は、福祉建設常任委員会に付託をいたします。

日程第4、議案第4号大治町介護保険条例の一部を改正する条例についてを議題いたします。

これから質疑を行います。

質疑のある方、どうぞ。

○9番（吉原経夫君）

議長。

○議長（横井良隆君）

9番吉原経夫議員。

○9番（吉原経夫君）

介護保険料の考え方は基準額を決めた上で……

○議長（横井良隆君）

吉原議員、議席番号を言って。

○9番（吉原経夫君）

わかりました。9番吉原経夫です。介護保険料については基準額を決めた上で第1段階、第2段階、第3段階、それぞれの段階で掛ける何倍という考え方をしていると。昨年3月の介護保険料引き上げの件に関してもそういう資料が出ております。今回、第1段階、第2段階、第3段階の軽減ですが、金額だけで基準額に対して何倍かということが出ておりません。非常にわかりにくいで出していただきたいなと思うんですが、少し計算をいたしました。そうしたら第1段階、国の基準からいうと第1段階が0.45を0.375、第2段階が0.75を0.625、第3段階を0.75を0.725に変えていくのが施行令の標準のようございます。大治町の場合は第1段階、第3段階は施行令どおりですが、第2段階はもともと0.70なので0.575というふうに計算をしたわけで……、ごめん、ちょっと違うかもしね。0.575になっていくと思います。こちら辺やはり私から質問していても何倍何倍とわかりにくいのですが、資料として本当に出していただきたいなと思うのと、こ

の何倍何倍というのがそれでいいのかどうか。ちょっとそこの答弁をお願いいたします。

○民生課長（加藤謹君）

議長。

○議長（横井良隆君）

民生課長、どうぞ。

○民生課長（加藤謹君）

ではまず第1段階ですが、保険料率が0.5から0.375に変わっております。それから第2段階の方、こちらが0.7から0.575に変わっております。それから第3段階の方が0.750から0.725に変わっております。以上でございます。

○9番（吉原経夫君）

議長。

○議長（横井良隆君）

9番吉原経夫議員。

○9番（吉原経夫君）

9番吉原経夫でございます。今回の低所得者に係る軽減は公費、税金、保険料入っていないんですよ。税金でやっている。いわゆる俗にいう法定外繰り入れなんですよ。今説明で第1段階0.5と言いましたが法定外繰り入れも0.05もやっていますから0.45なんですよ。0.45が0.375なんですよ、正しい説明は。と思うんですが、というように非常にわかりにくいもんで委員会の前に資料で出していただけると助かるなと思っているわけですが、条例としては金額で出ていますが本来は何倍と出した上で100円未満を切り捨てていくという考え方じゃないかなと計算していくわかったんですが、そこら辺ちょっと資料提供というかやっぱりわかりやすい説明ということでお願いをしたいんですがその辺どうでしょうか。

○議長（横井良隆君）

暫時休憩といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時19分 休憩

午前10時21分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（横井良隆君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○9番（吉原経夫君）

議長。

○議長（横井良隆君）

9番吉原経夫議員。

○9番 (吉原経夫君)

これは一応国の考え方は消費税率10%引き上げが10月から。1年の半分の半年ということで例えば第1段階が0.45が0.375なんです。来年度になると消費税率10%引き上げた上では1年になるのでもう同じだけ引き下げて0.3にする考えではないのかなと。第2段階、第3段階もそうですが今年度の考え方としては半分だけだと。来年度は消費税率10%が1年間ですからもう半分引き下げる考え方でやるというように書いてございます。国の文書によりますと。それでいいのかと。当然そういう考え方が出てから条例改正することではございますが、今回の分に関しては消費税率10%上がらなくても延期になつても条例としてある以上、このまま実施するのかどうか。その2点をお願いいたします。

○民生課長 (加藤 謹君)

議長。

○議長 (横井良隆君)

民生課長、どうぞ。

○民生課長 (加藤 謹君)

まず保険税の軽減率、本年10月以降の消費税率引き上げによる財源を充てるため平成31年度は軽減幅の半分の水準に設定しております。平成32年度で完全実施をするという国の通達が来ております。

また今回の改正につきましては、介護保険法施行令の改正に伴う条例改正となつておりますのでよろしくお願ひいたします。

○議長 (横井良隆君)

他に。

[「なし」の声あり]

○議長 (横井良隆君)

これで質疑を終わります。

ただいま議題となつています議案第4号は、福祉建設常任委員会に付託をいたします。

日程第5、議案第5号大治町下水道条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑のある方、どうぞ。

○9番 (吉原経夫君)

議長。

○議長 (横井良隆君)

9番吉原経夫議員。

○9番 (吉原経夫君)

9番吉原経夫でございます。これは下水道の使用料に関しては消費税の課税対象でございます。ですから消費税が10%に上がるに伴って上げていくというのは町の考えとしては理解できるものではございます。私としては10%引き上げに反対しているからまた別ですが町としての考え方は理解できます。ただ、消費税率10%引き上げを行わなかつた場合はこれは課税対象ですからこの条例を廃止する条例を出していく必要があると思っておりますが、その点考えはどうでしょうか。

○下水道課長（済田茂夫君）

議長。

○議長（横井良隆君）

下水道課長、どうぞ。

○下水道課長（済田茂夫君）

議員の御質問ですが、今現在では消費税率10月1日から10%になるということでこちらの方も進めておりますが、もし万が一10%ではなく現行の8%であれば適正な時期に名古屋市さんとの協議を踏まえて条例の改正をしていきたいと思っていますのでよろしくお願いいたします。

○議長（横井良隆君）

他に。

[「なし」の声あり]

○議長（横井良隆君）

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第5号は、福祉建設常任委員会に付託をいたします。

日程第6、議案第6号令和元年度大治町一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑のある方、どうぞ。

○9番（吉原経夫君）

議長。

○議長（横井良隆君）

9番吉原経夫議員。

○9番（吉原経夫君）

9番吉原経夫でございます。この補正予算に関しても消費税引き上げに伴うものが幾つか出ております。2点を聞きますが、8ページ、プレミアム付商品券の問題でございます。今回予算が通ればこういう準備を事業費補助金を当てにして始めていくと思いますが、消費税率10%引き上げが行われなかつた場合こら辺どうなっていくのかという

のと、もう1点、14ページでございます。幼児教育保育無償化。これもまたまたま10月1日に消費税率10%引き上げに伴って国が進めている施策の一つでございますが、法律を読みますと消費税率10%とかいうことは書いていないということでこれは関係なく実施されることだとは思いますが、その2点の答弁をお願いいたします。

○議長（横井良隆君）

1問目は「たられば」の話ですので2番目の部分の答弁をお願いします。

○子育て支援課長（古布真弓君）

議長。

○議長（横井良隆君）

子育て支援課長、どうぞ。

○子育て支援課長（古布真弓君）

現在のところ10月から無償化ということで事務は進めております。広報ですか幼稚園の方のほうに周知とか実際の事務が始まっていますのでこの予算を計上させていただいております。なお、これ以上にも9月に10%になりますと給付費等の補正が必要になってくるかと思いますので条例改正等の提案が今後出てまいりますのでよろしくお願ひいたします。

○議長（横井良隆君）

他に。

○9番（吉原経夫君）

議長。

○議長（横井良隆君）

9番吉原経夫議員。

○9番（吉原経夫君）

ちょっと質問の仕方を変えます。今、課長も答弁したがっていたのでプレミアム付商品券、とにかく町として補正予算を通じて進めしていくという考え方なのかどうか。消費税等々は抜きにして当然補正予算に出ているわけだからそちらはどうなのか。

○産業環境課長（鈴木昌樹君）

議長。

○議長（横井良隆君）

産業環境課長、どうぞ。

○産業環境課長（鈴木昌樹君）

ただいまの議員の御質問でございますが、国からは消費税10%増税にならなかった場合にもプレミアム付商品券事業は行っていくというQ&Aが出ておりますのでお願いします。

○議長（横井良隆君）

他に。

[「なし」の声あり]

○議長（横井良隆君）

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第6号は、所管の各常任委員会に付託をいたします。

日程第7、議案第7号令和元年度大治町介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑のある方、どうぞ。

[「なし」の声あり]

○議長（横井良隆君）

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第7号は、福祉建設常任委員会に付託をいたします。

日程第8、議案第9号令和元年度大治町一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長（村上昌生君）

議長。

○議長（横井良隆君）

町長、どうぞ。

○町長（村上昌生君）

議案第9号令和元年度大治町一般会計補正予算。

令和元年度大治町一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。令和元年6月11日提出、大治町長。

今回の補正の内容は、街路整備事業費の財源である都市計画街路整備費補助金が事業認定により300万円減額となったため財源更正を行うものでございます。よろしくお願ひします。

○議長（横井良隆君）

これから質疑を行います。

質疑のある方、どうぞ。

○9番（吉原経夫君）

議長。

○議長（横井良隆君）

9番吉原経夫議員。

○9番（吉原経夫君）

県の支出金が予算に比べて300万円減額されて一般財源が300万円ふえているという補正予算の提案でございますが、具体的に300万円減額になったのか。どの部分が該当しなかつたのか。わかつていればその点をお話しください。

○都市整備課長（後藤丈顕君）

議長。

○議長（横井良隆君）

都市整備課長、どうぞ。

○都市整備課長（後藤丈顕君）

補助金の減額でございますが、県の内示でございますので町としてはお答えできません。よろしくお願いします。

○議長（横井良隆君）

他に。

○9番（吉原経夫君）

議長。

○議長（横井良隆君）

9番吉原経夫議員。

○9番（吉原経夫君）

県の査定によるものでございますが、ただやっぱり予算を見積もったと、これだけ見積もったけれど足りなかつたと。それはあると思いますが、ある程度原因はつかまないと町として。次の予算を立てるときに難しいんじやないか。たまたまこういう時代だから減らされたのか、それとも何か単価が違っていたのか、ちょっとわかりませんそれは。そこら辺県のことだからわからない。それで済ませていいのか。やっぱり町としてはある程度わかる範囲で調査する。しないと次のステップに進めないと僕は思うんですがどうでしょうか。

○建設部長（三輪恒裕君）

議長。

○議長（横井良隆君）

建設部長、どうぞ。

○建設部長（三輪恒裕君）

先ほど課長が申し上げたとおり県の内示でございますのでそれ以上のお答えはできません。よろしくお願いします。

○議長（横井良隆君）

他に。

[「なし」の声あり]

○議長（横井良隆君）

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第9号は、福祉建設常任委員会に付託をいたします。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。

～～～～～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

午前10時33分 散会